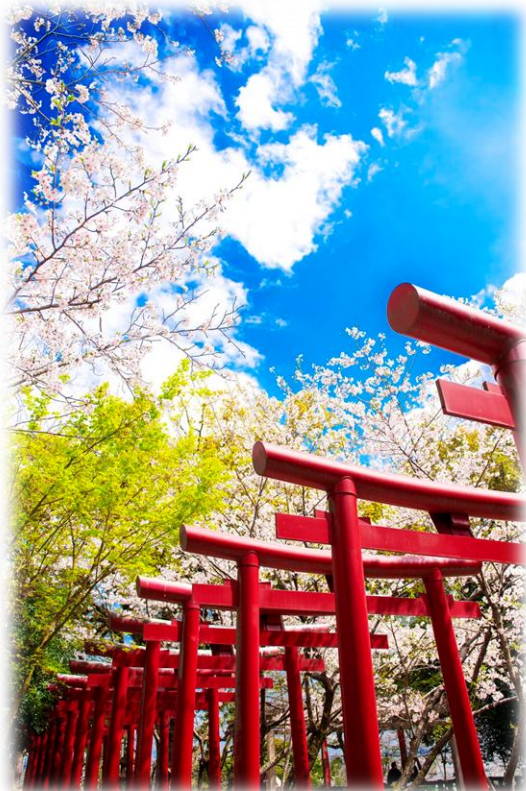


企業版ふるさと納税 ご案内



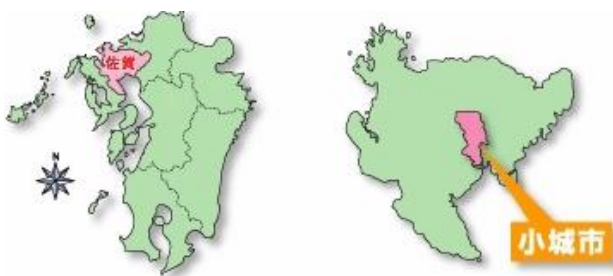
小城公園の桜

佐賀県 小城市



小城羊羹

小城市について



- 人口 約4.4万人（令和8年4月現在）
- 面積 95.81km²
- 九州の北西部、佐賀県の中央に位置（福岡市へ70km、長崎市へ100km）
- “九州の小京都”とも呼ばれる
- 豊かな自然、文化、歴史を有する街
- 小城スマートIC、有明海沿岸道路
- 特産品
小城羊羹、鯉料理、芦刈のり、清酒 etc

目指すまちの姿

小城市で生まれ育った人が小城市で住み続けられる

小城市に人が集まってくる



小城市の寄附対象事業

国から認定を受けた地域再生計画「第3期小城市地方創生推進計画」に記載のある事業（第3期小城市地方創生推進事業）が寄附の対象となります。

■第3期小城市地方創生推進事業

ア 安全安心の地域づくり事業

- ・防災減災体制の充実
- ・くらしの安全対策の推進
- ・快適で住みやすい環境づくり
- ・道路、交通網、交通環境の充実
- ・安定した上下水道の充実

関連するSDGsの目標



イ 地域を支える産業の振興事業

- ・脱炭素社会の推進と循環型社会の形成
- ・農林水産業の振興
- ・商工業等の振興
- ・観光、交流の推進

関連するSDGsの目標



ウ 人にやさしい小城市づくり事業

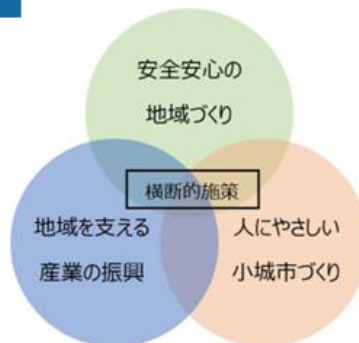
- ・文化、スポーツを活用した地域づくり
- ・地域福祉、高齢者福祉、介護の充実
- ・障がい者福祉の充実
- ・多様性を認め合う地域づくり
- ・生涯を通じた健康づくり
- ・こども、子育て支援の充実
- ・学校教育の充実
- ・生涯を通じたまなびの場の充実

関連するSDGsの目標



～横断的な施策として～

- ・人材確保、人材育成の推進
- ・協働によるまちづくりの推進
- ・計画的な土地利用
- ・情報発信の強化
- ・持続可能な行政経営
- ・DXの推進と行政サービスの向上



特に寄附を募集している事業

未来の教室アップデートプロジェクト

一人1台端末で、子どもたちの可能性を広げる

「学校教育の情報化に関する法律」及び「GIGAスクール構想」等に基づき、市内小中学校の教育の情報化（授業の情報化・校務の情報化）を推進します。

GIGAスクール構想とは・・・

文部科学省が推進する「1人1台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を整備し、児童生徒に個別最適化された創造的な教育ICT環境を提供する施策。

◎寄附金の主な使い道

- ・1人1台タブレット端末の更新
- ・市内小中学校のICT機器等の環境整備及び維持管理
- ・教育情報化機器（電子黒板、タブレット型端末等）の保守
- ・教育用ネットワークの維持管理
- ・ICT支援員等の人的支援



命を守る！防災力強化プロジェクト

市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、国・県その他の公共機関と連携し、防災行政の推進を図ります。

◎寄附金の主な使い道

- ・地域の災害リスクを把握し、市民の安全確保と防災対策に役立てるための防災ハザードマップの作成及び更新。
- ・地域防災計画の修正、防災会議の開催、佐賀県総合防災訓練、災害対策連絡室（本部）設置及び運営、防災体制の整備（避難所の確保、ドローン人材育成等）
- ・災害情報等配信サービスの運用



～小城市はドローンを使って
空からも守ります～

ベネフィット

企業版ふるさと納税制度を活用した寄附をいただいた企業様へ、感謝の印として**寄附額に応じた御礼**をさせていただきます。

今年度（令和8年度）から、**ご寄附いただいた企業様のロゴ、会社事業概要の説明**を掲載させていただきます。（いずれも公表の有無を確認させていただきます）

寄附額	ベネフィット
10万円～	・市ホームページに企業名、企業ロゴ、企業概要の掲載 ・市広報誌「さくら」に企業名の掲載
30万円～	・感謝状の贈呈（市広報誌へ贈呈式の写真掲載） ・小城市長と意見交換の場を設定 ・その他10万円～の寄附と同様のベネフィット

企業版ふるさと納税とは・・・

国が認定した地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みです。

寄附額



法人住民税 寄附額の最大 4 割を税額控除(法人住民税法人税割額の 20% が上限)。

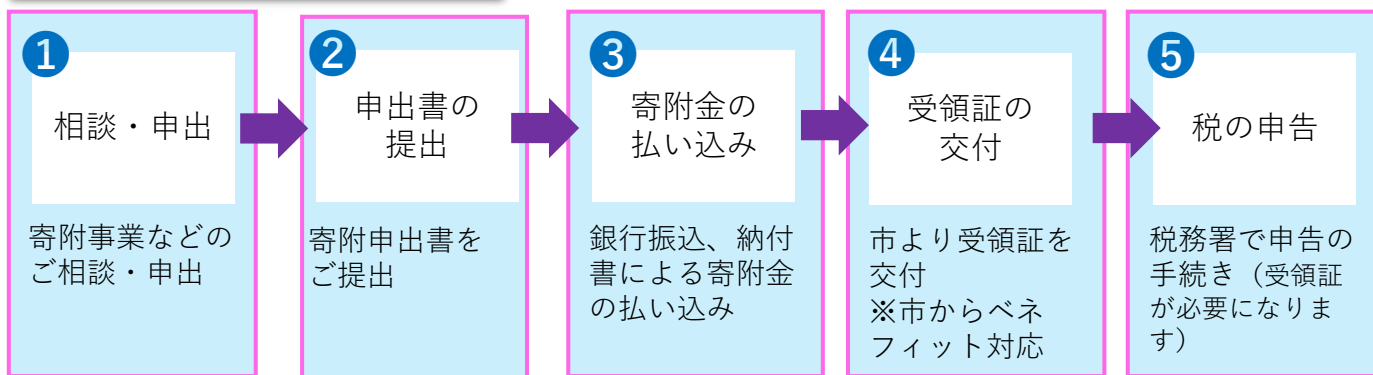
法人税 法人住民税で 4 割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の 1 割が限度(法人税額の 5% が上限)。

法人事業税 寄附額の最大 2 割を税額控除(法人事業税の 20% が上限)。

【留意事項】

- ・ 1 回あたり 10 万円以上の寄附が対象となります。
- ・ 本社が小城市に所在する場合は、本制度の対象外となります。
※本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
- ・ 寄附を行うことへの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

寄附・手続きの流れ



問い合わせ先



佐賀県小城市 総務部 企画政策課 広報戦略係
〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2
TEL 0952-37-6199 FAX 0952-37-6163
E-Mail furusato-ogi@city.ogi.lg.jp



市ホームページ